参考資料６

第３回　新庁舎整備事業検証委員会　次第

日時：令和８年 10 月７日（水）10:00～
場所：熊本城ホール　大会議室 A4

１　開会

２　委員長挨拶

３　協議事項
　１）会議の公開手法について

４　議事

〇報告事項

　１）第２回検証委員会での主なご意見について

　２）現庁舎が使用不能となった場合の代替措置について

〇審議事項

　１）重要な防災拠点施設となる庁舎が想定すべき災害規模について

　２）各整備手法の条件整理について

５　閉会

資料１　第２回検証委員会での主なご意見

【第２回検証委員会の議事】

報告事項１　熊本地震による現庁舎の被害・対応状況について
　　２　新庁舎整備基本計画検討分科会での審議状況について
　　３　第1回検証委員会での主なご意見について
　　４　現庁舎の耐震改修・減築のこれまでの検討内容について
審議事項１　熊本地震による現庁舎の被害・対応状況を踏まえた検証の進め方について
　　２　検証項目２（新築工事の工事単価の妥当性等）について
　　３　検証項目３（解体工事の範囲等）について

【第２回検証委員会での意見要旨】

○ 現庁舎を利用するパターン（耐震化、減築等）を検証する上では、**これまでの地震でどの程度ダメージを受けているかを把握すべき**であり、調査が可能かどうかを含めて、まずは有識者等にヒアリングを行うべき。➢ **調査手法の整理及び有識者ヒアリングを実施（参考資料３）**

○ 現庁舎の**「目標耐用年数７０年」の設定が妥当か**についても検証する必要がある。

○ 八代は震度６弱だったが、**長周期地震動が大きく被害が出た。熊本市でも同様の被害がでるのでは**。

○ 現庁舎の構造体を耐震化しない場合でも、**非構造部材や設備の耐震化**ができる可能性について整理すべき。

○ **過去の耐震性能調査に関する資料等も、市民に分かり易く**まとめる必要がある。

【第２回検証委員会での各項目に対する主な意見】

青字：新規で整理する事項

報告事項１　熊本地震による現庁舎の被害・対応状況について

・現庁舎が震度６強を経験したのは１回だけ。これまでの被害状況を過小評価してはいけない。

・同じ震度６強でも計測震度６.４と６.０では戸建て住宅の倒壊率が数倍違う。その違いを丁寧に示すべき。

・八代は震度６弱だったが、長周期地震動が大きく被害が出た。熊本市でも同様の被害が出るのでは。
→ 災害対応の拠点となる本庁舎が備えるべき地震動を整理する。

・構造体だけでなく、天井などの非構造部材へのリスクも考慮すべき。
→ 非構造部材についても災害リスクの一つとして整理する。

・現庁舎の耐震改修等については、残存する耐震性能を確認した上で想定した方がよいのではないか

・現庁舎の構造体がこれまでの地震でどのようにダメージを受けているのか調査すべき。
調査が可能かどうかを含めて、まずは有識者等にヒアリングを行うべき。
→ 調査の可否も含め、まずは専門家等にヒアリングを行う。その上で対応を検討する。　➢ 参考資料３参照

報告事項２　新庁舎整備基本計画検討分科会での審議状況について

・今回の地震を踏まえた面積の整理が必要。
→ 分科会でＲ８熊本地震を踏まえた防災機能の確認を行い、検証委員会に報告する。

・分科会で、合築時の面積について整理が必要。
→ 分科会で合築時の面積を検討の上、合築時の災害対応やコスト抑制効果も含めて検証委員会で検証する。

・防災機能としては、今回の地震を踏まえたソフト面の取組も大事。

【第２回検証委員会での各項目に対する主な意見】

青字：新規で整理する事項

報告事項３　第1回検証委員会での主なご意見について

・前回の意見を踏まえて整理した検証項目を確認した。

報告事項４　現庁舎の耐震改修・減築のこれまでの検討内容について

・減築する場合に、庁舎内で業務を続けながら工事を行うことが可能か整理が必要。
→ 減築に必要な工事内容と、業務への影響を整理する。

・これまでの地震で杭が被害を受けているかどうかを知りたい。
→ 調査の可否を含めて整理を行い、その上で対応を検討する。➢ **参考資料３参照**

・新庁舎を整備するにしても、それまで使い続けるならば、その費用をどう見ていくかも必要。
→ 新庁舎を整備するまでに必要となる工事・対応等について整理する。

・過去の耐震性能調査に関する資料等も市民に分かり易くまとめる必要がある。
→ 耐震性能調査の資料を分かり易くまとめ、発信する。

【第２回検証委員会での各項目に対する主な意見】

青字：新規で整理する事項

審議事項１　熊本地震による現庁舎の被害・対応状況を踏まえた検証の進め方について

・分棟案と合築案は分けた上で比較すべきではないか。
→ 合築案も含めて他の整備パターンとの比較検証を行う。

・現庁舎の「目標耐用年数７０年」の設定が妥当かについても検証する必要がある。
→ 目標耐用年数に関する本市の考え方を示す。

・耐震化しない場合、代替措置はどうなるのか。その時の市民への影響まで含めて整理が必要。
→ 耐震化しない場合の代替措置（移転先の確保等）と市民への影響を整理する。

・改修工事に必要な詳細調査費用や、減築する場合の移転費、不足する執務スペース分の賃借料などの付帯費用も整理が必要。
→ 必要な調査・設計費、移転費、賃借料等を整理する。

・建て替える場合は解体が伴うが、解体により周辺道路に影響があるか整理が必要。
→ 解体範囲に応じた必要な工事及び道路への影響も整理する。

・構造体を耐震化しない場合でも、非構造部材や設備の耐震化ができる可能性について整理すべき。
→ 非構造部材や設備の耐震化の可能性及び必要な費用を整理する。

審議事項２　検証項目２（新築工事の工事単価の妥当性等）について

・提案いただいている内容で資料を整理していただければ妥当性を評価できる。

審議事項３　検証項目３（解体工事の範囲等）について

・環境省の通知については、解釈の違いもあるので、環境省まで確認したほうがよい。

資料２　庁舎が使用不能となった県内他自治体の対応状況

【第１、２回検証委員会での意見】

・現庁舎が使用できなかった時の代替措置はどのように考えられているのか。
・それが本当に実現可能な代替措置になるのか。
・代替措置を行ったときに、どの程度、市民に影響が出てくるのかも含めて深堀りすべき

庁舎が使えなくなった場合のリスク、現在想定している代替措置について確認

本資料

資料２

Ｈ２８熊本地震で庁舎が使えなくなった他都市の状況

Ｐ２～４：益城町のＨ２８・Ｒ８熊本地震時の災害対応状況の比較
Ｐ５～７：宇土市のＨ２８・Ｒ８熊本地震時の災害対応状況の比較
Ｐ８・９：益城町と宇土市の事例から見る防災拠点としての機能維持の重要性

資料３

現庁舎の代替想定

Ｐ２　　：災害対策本部の体制
Ｐ３～５：災害対策本部機能の代替施設の想定、懸念点
Ｐ６～８：各局・中央区対策部の代替施設の想定、懸念点

資料２　庁舎が使用不能となった県内他自治体の対応状況

【平成２８年・令和８年熊本地震｜庁舎の被害状況　益城町：約３万４５００人）】

平成２８年熊本地震では、益城町役場の庁舎が使用不能となり、庁舎での災害対応が継続できなかった。

平成２８年熊本地震時（旧庁舎）



益城町役場庁舎の被災状況
出典：熊本災害デジタルアーカイブ
（防災科学技術研究所）

旧益城町役場
竣工：1980年(被災当時築36年)
構造：RC造・地上3階建て
備考：2012年に耐震改修を実施

※発災時の在籍職員数：151人

地震概要

4月14日21時26分発生/M6.5 震度7 （計測震度6.5）➡ 前震
4月15日 0時 3分発生/M6.4 震度6強(計測震度6.0)
4月16日 1時25分発生/M7.3 震度7 （計測震度6.7）➡ 本震

庁舎の被害

・前震では、庁舎内外で躯体の亀裂が多数発生し、停電、通信途絶、事務機器の破損が発生。
・本震後、建物被害が更に進行し、倒壊の危険性※が生じた。

※エレベーター棟倒壊、庁舎議会棟間渡り廊下大破、基礎杭全損等

建物の安全性に加え、電力・通信・資機材等にも被害が及び、災害対応の拠点として庁舎が使用できなかった。

令和８年熊本地震時（新庁舎）



現在の益城町役場庁舎
出典：熊本災害デジタルアーカイブ
（熊本県）

現益城町役場
竣工：2023年
構造：RC造(免震構造)
地上4階建て

※発災時の在籍職員数：211人

地震概要

7月28日16時27分発生/M7.1 震度6強(計測震度6.1)

庁舎の被害

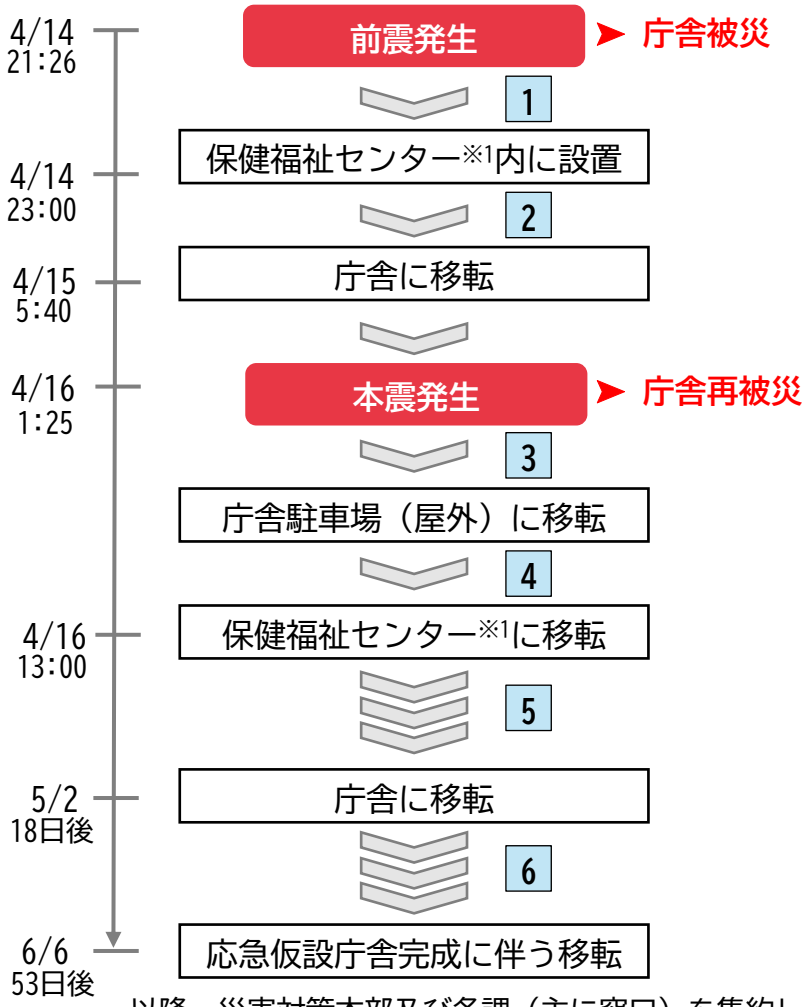
庁舎への被害は軽微だった。

庁舎が使用可能であったため、発災後、迅速に災害対策本部を設置し、災害対応にあたることができた。

【平成２８年熊本地震｜庁舎の使用不能に伴う災害対策本部の移転経過　益城町　】

益城町では、前震後に庁舎が使用不能となり、その後も相次ぐ地震により災害対策本部の移転を繰り返したことで、災害対応に大きな支障が生じた。

＜地震発生後の災害対策本部の移転経過＞



以降、災害対策本部及び各課（主に窓口）を集約し、災害対応業務と通常業務の運営体制が安定化

＜移転経過の詳細＞

1. 庁舎の商用電源・非常用電源及び通信回線が途絶した。
2. 電源車によって庁舎の一部が復電した。
3. 本震の揺れにより電源車が横転し、庁舎の電源が再び途絶した。建物も倒壊の恐れがあった。
4. 雨天で屋外での活動が困難となった。
5. 庁舎の危険個所の応急対策が完了した。
6. 応急仮設庁舎（プレハブ造）の整備が完了した。

※1 保健福祉センター：益城町保健福祉センター「はぴねす」の略称
町役場から西へ約2.5㎞に位置

＜災害対策本部の移転に伴う主な支障＞

- 災害対策本部が迅速に設置できず、初動対応に遅れが生じた。
- 通信手段がほぼ途絶し、情報の収集・発信が困難であった。（国や自衛隊等により情報収集・発信が行われた）
- 移転のたびに電話・情報端末・机等の設置が必要となり、災害対策本部の立ち上げに時間を要した。
- 移転先の保健福祉センターは指定避難所でもあり、多数の避難者を受け入れる中、活動場所や物資受入スペースの確保及び情報発信が困難となり、現場が混乱した。

資料２　庁舎が使用不能となった県内他自治体の対応状況

【平成２８年・令和８年熊本地震｜被災者支援・行政サービスの対応状況　益城町　】

平成２８年熊本地震では、各種被災者支援や通常の行政サービスの窓口が分散し、業務開始に時間を要した。令和８年熊本地震では庁舎機能及び通常業務が維持され、各災害対応業務を早期に開始できた。

平成28年熊本地震時

庁舎使用不能

	発災	１週目	２週目	３週目	４週目	５週目	６週目	７週目～	拠点
応急危険度判定	●	発災１日後～（県主導で実施）							―
家屋被害認定調査		発災１６日後～							中央公民館
り災証明書申請受付		（個別の申請受付は実施せず※1）							―
り災証明書交付					発災３６日後～				グランメッセ熊本
みなし仮設住宅受付			発災２５日後～						中央公民館
応急仮設住宅受付					発災３７日後～				中央公民館
自宅の応急修理受付					発災３５日後～				中央公民館
通常の行政サービス			発災後約１月後から順次再開						（各課分散）

令和8年熊本地震時

庁舎機能維持

	発災	１週目	２週目	３週目	４週目	５週目	６週目	７週目～	拠点
応急危険度判定		（実施せず）							―
家屋被害認定調査			発災６日後～						庁舎
り災証明書申請受付	●	発災１日後～							庁舎
り災証明書交付		発災１３日後～							庁舎
みなし仮設住宅受付			発災４日後～※2						庁舎
応急仮設住宅受付		（実施せず）							庁舎
自宅の応急修理受付			発災７日後～※2						庁舎
通常の行政サービス	●	地震による中断無							庁舎

多くの手続きを発災から早期に開始

一か所でまとめて対応
（被災者の移動手間の削減につながる）

※１：町内の全家屋を被害認定調査の対象とする方針としたため、個別の申請によらず調査を実施した。り災証明書の交付申請は、発災17日後から町内の各避難所で受け付けた。
※２：周知・受付を開始した日を示す。なお、実際の業務はり災証明書交付後に開始された。

【平成２８年・令和８年熊本地震｜庁舎の被害状況　宇土市：約３万５,６００人）】

平成２８年熊本地震では、市役所本庁舎が使用不能となり、庁舎での災害対応が継続できなかった。

平成２８年熊本地震時（旧本庁舎）



宇土市役所庁舎の被災状況
出典：熊本災害デジタルアーカイブ
（熊本大学）

旧宇土市役所
竣工：1965年(被災当時築51年)
構造：RC造・地上5階建て
備考：2003年に耐震診断を実施
※発災当時、耐震改修を検討中

※発災時の在籍職員数：259人

地震概要

4月14日21時26分発生/M6.5 震度5強(計測震度5.4) ➡ 前震
4月15日 0時 3分発生/M6.4 震度5強(計測震度5.3)
4月16日 1時25分発生/M7.3 震度6強(計測震度6.2) ➡ 本震

本庁舎の被害

前震後は、余震程度であれば安全性に問題は無いと確認されたが、異音等があり、安心して業務を継続できる状況ではなかった。
本震後は、本庁舎の4階部分が大きく損壊し、発災直後から本庁舎に立ち入ることができず、業務継続が不可能となった。

建物自体が損壊し、立入ることができず、災害対応の拠点として庁舎が使用できなかった。

令和８年熊本地震時（新本庁舎）



現在の宇土市役所庁舎
出典：宇土市ホームページ

現宇土市役所
竣工：2023年
構造：RC造(免震構造)
地上4階建て

※発災時の在籍職員数：297人

地震概要

7月28日16時27分発生/M7.1 震度6強(計測震度6.0)

本庁舎の被害

本庁舎の被害はなかった。
水道本管が破損し断水したものの、備蓄飲料水や雑用水槽の活用により、災害対応業務に支障はなかった。

本庁舎へ被害は無く、発災後迅速に災害対策本部を設置し、災害対応にあたることができた。

【平成２８年熊本地震｜庁舎の使用不能に伴う災害対策本部の移転経過　宇土市　】

宇土市では、本震により本庁舎の４階部分が損壊した。隣接する代替施設に被害はなかったものの、庁舎の倒壊危険エリア内に位置していたことから、災害対策本部の移転を繰り返すこととなった。

＜地震発生後の災害対策本部の移転経過＞

- 4/14 21:26　**前震発生**
  - 1
- 4/14 22:00　市役所別館※1２階に災害対策本部設置
- 4/16 1:25　**本震発生**　➤ 本庁舎被災
  - 2
- 4/16 2:45頃　屋外駐車場に移転（災害対策本部会議は宇土市合同庁舎※2で実施）
  - 3
- 4/19 8:00　宇土市民体育館※3に移転
  - 4
- 8/8 116日後　仮設庁舎の完成に伴う移転（通常業務も開始）

＜移転経過の詳細＞

1. 異音等が発生し、安心して業務を継続できる状況ではなかった。（大規模地震時は市役所別館を使用する計画であった。）
2. 本震により本庁舎の４階部分が損壊し、市役所別館が本庁舎の倒壊危険エリア内に位置していた。
3. 宇土市民体育館の避難者が別施設へ移転したため、仮庁舎として使用可能となった。
4. 応急仮設庁舎（プレハブ造）の整備が完了した。

※1 市役所別館：市役所敷地内にあり、庁舎に隣接
※2 宇土合同庁舎：国の施設で、本庁舎の向かい側に位置
※3 宇土市民体育館：本庁舎から南へ約1㎞に位置

＜災害対策本部の移転に伴う主な支障＞

- 本庁舎からパソコン、資料、公用車等を持ち出せず、限られた資機材での本部運営を余儀なくされ、初動対応に遅れが生じた。
- 電話・通信回線がほぼ途絶し、応援要請や受援調整に遅れが生じた。
- 紙を中心とした情報共有となり、情報の錯綜や指示伝達が頻発したため、庁内の連絡・調整が困難だった。
- 電話回線の増設後も十分な数が確保できず、市民からの問い合わせに十分対応できなかった。
- 市民等への情報発信が消防本部の防災行政無線設備に限られ、各種情報の伝達に制約が生じた。

【平成２８年・令和８年熊本地震｜被災者支援・行政サービスの対応状況　宇土市　】

平成２８年熊本地震では、各種被災者支援や通常の行政サービスの窓口が分散し、業務開始に時間を要した。令和８年熊本地震では庁舎機能及び通常業務が維持され、各災害対応業務を早期に開始できた。

平成28年熊本地震時

	発災	１週目	２週目	３週目	４週目	５週目	６週目	７週目～	拠点
応急危険度判定		→ 発災８日後～							―
家屋被害認定調査		発災１４日後～ →							宇土市保健センター
り災証明書申請受付	庁舎使用不能	→ 発災１日後～							市役所別館 →宇土市民体育館※1
り災証明書交付		発災１１日後～ →							宇土市民体育館
みなし仮設住宅受付		発災１４日後～ →							宇土市民体育館
応急仮設住宅受付				発災３２日後～ →					宇土市民体育館
自宅の応急修理受付		発災１０日後～ →							宇土市民体育館
通常の行政サービス		発災２６日後～（通常業務再開※2） →							（各課分散）

令和8年熊本地震時

	発災	１週目	２週目	３週目	４週目	５週目	６週目	７週目～	拠点
応急危険度判定		→ 発災５日後～							―
家屋被害認定調査		→ 発災６日後～							本庁舎
り災証明書申請受付	庁舎機能維持	→ 発災２日後～							本庁舎
り災証明書交付		発災１１日後～ →							本庁舎
みなし仮設住宅受付		発災１０日後～ →							本庁舎
応急仮設住宅受付		発災１０日後～ →							本庁舎
自宅の応急修理受付		発災１０日後～ →							本庁舎
通常の行政サービス		→ 発災６日後～（通常業務再開）							本庁舎

多くの手続きを発災から早期に開始

一か所でまとめて対応
（被災者の移動手間の削減につながる）

※１：前震後、市役所別館1階で受付を開始したが、本震後に一時的に停止。その後、本震発生3日後に宇土市民体育館で受付を再開した。
※２：各課にはPC端末及び固定電話が1台ずつ配備され、制約のある状況下で通常業務を再開。PC端末、固定電話、事務機器が平常時と同程度に配備されたのは、発災40日後であった。

資料２　庁舎が使用不能となった県内他自治体の対応状況

【令和８年熊本地震｜地震発生後の災害対応】

令和8年熊本地震では、益城町及び宇土市の庁舎の被害はいずれも軽微であり、災害対応、被災者支援及び通常業務を庁舎内で一体的に実施することができた。両市町の地震発生後の対応状況を整理する。

＜益城町の令和８年熊本地震における災害対応について（ヒアリング内容のまとめ）＞

- 免震構造により庁舎内の揺れが低減され、建物の損傷や什器の転倒、事務機器の破損が生じなかったため、発災後も業務を継続できた。
- 庁舎内の揺れが低減されたことで、職員の心理的・身体的負担が軽減され、冷静に災害対応にあたることができた。
- 通信環境が維持できたため、オンライン申請の受付、応援職員の要請及び関係機関との連絡調整を円滑に行うことができた。
- 平成28年熊本地震を経験した職員が在籍しており、当時の経験を生かして、災害時に必要な対応を速やかに実施できた。

庁舎機能が維持できたことで、災害対策本部を速やかに立ち上げ、被災者支援及び通常業務を庁舎内で一体的かつ継続的に実施することができた。

＜宇土市の令和８年熊本地震における災害対応について（ヒアリング内容のまとめ）＞

- 免震構造により本庁舎内の揺れが低減され、建物の損傷や什器の転倒、事務機器の破損が生じなかったため、発災後も業務を継続できた。
- 水道本管が破損し断水したものの、備蓄飲料水や雑用水槽を活用することで、業務を継続できた。
- 通信環境が維持できたため、オンライン申請の受付、応援職員の要請及び関係機関との連絡調整を円滑に行うことができた。
- 防災行政無線に加えて公式SNS等を活用し、迅速かつ継続的に情報を発信できた。
- 平成28年熊本地震を経験した職員が在籍しており、当時の経験を生かして、災害時に必要な対応を速やかに実施できた。

庁舎機能が維持されたことで、被災者支援窓口を迅速に開設し、通常業務を早期に再開するとともに、住民対応、情報発信及び受援調整を継続することができた。

資料２　庁舎が使用不能となった県内他自治体の対応状況

【庁舎の使用不能による支障と機能維持による効果】

益城町と宇土市の事例を踏まえ、庁舎の使用不能による支障と機能維持による効果を整理する。

庁舎が使用不能になると

1. **災害対策本部の設置が遅れる**
   - ➤ 指揮・意思決定に時間を要し、初動対応が遅れる。
2. **情報・通信が滞る**
   - ➤ 情報収集・発信、住民対応、応援要請・受援調整に支障が生じる。
3. **窓口・職員・資機材が分散する**
   - ➤ 住民の移動負担が増え、情報共有や部署間の連携が困難になる。
   - ➤ 人員・資機材の効率的配置が困難になる。
4. **慣れない仮設庁舎で災害対応にあたることとなる。**
   - ➤ 十分な執務環境を確保できず、冷静な判断や災害対応に支障が生じる。
5. **通常業務が大きく滞り、行政サービスへの影響が長期化する。**
   - ➤ 通常業務の停止期間中も処理すべき業務が増え続け、業務再開後も対応に時間を要する。

庁舎が使用不能になると、被災者支援の対応や行政サービスの再開が遅れ、市民生活に影響が生じる。

庁舎機能を維持できると

1. **災害対策本部を速やかに設置できる**
   - ➤ 迅速な指揮・意思決定が可能になる。
2. **情報・通信が維持できる**
   - ➤ 発災直後から、情報収集・発信、住民対応、応援要請・受援調整を滞りなく行える。
3. **窓口・職員・資機材を一体的に運用できる**
   - ➤ 各種手続や相談対応が庁舎内で完結するとともに、人員・資機材を効率的に活用できる。
4. **普段と同じ環境で災害対応にあたることができる**
   - ➤ 安全な執務環境が確保でき、冷静に判断・対応ができる。
5. **通常業務の停滞を防ぎ、行政サービスへの影響を最小限に抑えられる。**
   - ➤ 通常業務を継続できることで処理の遅れを抑え、行政サービスを安定的に提供できる。

庁舎機能が維持できると、発災直後から被災者支援に取り組むことができ、行政サービスの迅速な再開も可能になる。

庁舎機能が維持できることで、市民生活への影響を最小限に抑えることができる。

資料３　現庁舎が使用不能となった場合の代替措置

【第１、２回検証委員会での意見】

・現庁舎が使用できなかった時の代替措置はどのように考えられているのか。
・それが本当に実現可能な代替措置になるのか。
・代替措置を行ったときに、どの程度、市民に影響が出てくるのかも含めて深堀りすべき

庁舎が使えなくなった場合のリスク、現在想定している代替措置について確認

資料２

Ｈ２８熊本地震で庁舎が使えなくなった他都市の状況

Ｐ２～４：益城町のＨ２８・Ｒ８熊本地震時の災害対応状況の比較
Ｐ５～７：宇土市のＨ２８・Ｒ８熊本地震時の災害対応状況の比較
Ｐ８・９：益城町と宇土市の事例から見る防災拠点としての機能維持の重要性

本資料

資料３

現庁舎の代替想定

Ｐ２　　：災害対策本部の体制
Ｐ３～５：災害対策本部の代替施設の想定、懸念点
Ｐ６～８：各局・中央区対策部の代替施設の想定、懸念点

【 災害対策本部の体制 】

熊本市地域防災計画では、熊本市の災害対策本部※は以下のように構成している。

※震度６弱以上の地震発生などの大規模な災害が発生、またはおそれがある場合（レベル５災害対応態勢、レベル５強化全庁総力態勢）に設置

災害対策本部

災害対策本部機能

指揮室
（意思決定・判断）
Ｒ８熊本地震：最大約４５人態勢
本部方針の決定、指揮

連携

総合調整室
（統括・調整・支援）
Ｒ８熊本地震：最大約９０人態勢

調整班・情報班
総合調整　避難指示等検討
応援要請等　災害情報の収集等

受援班・物資供給班
人的・物的支援の要請・受入れ
避難所への物資供給等

広報班・総務班
報道対応　広報活動　本部会議対応
関係機関等対応

被災者支援班
災害救助法関係　支援全般

連携

情報支援室
（情報処理・記録）
Ｒ８熊本地震：最大約４０人態勢

管理調整班・電話対応班
被害情報関係　災対応急対策総括
電話対応　情報伝達

情報整理班・土木情報班
被害情報の収集・整理
土木関係の被害情報の収集・整理

連携

各対策部（各局・区等）

被災者支援	り災証明発行	災害廃棄物対応	学校再開支援
避難所支援	応急仮設住宅提供	道路復旧	公共交通対応
物資供給	医療・福祉支援	上下水道復旧	農業・水産業支援　等

連携

関係機関
（支援・連携）

国・県・自衛隊
情報共有・調整

ライフライン事業者
関係事業者との情報共有・調整

他都市応援
応援業務の実施・連携

次ページ以降に、災害対策本部の代替施設について整理

- 災害対策本部機能　：Ｐ３～５
- 各対策部（各局等）：Ｐ６～８

【 現庁舎使用不能時の災害対策本部機能の対応 】

熊本市地域防災計画では、災害対策本部機能を代替施設に移転することを定めている。現庁舎が使用できない場合は、代替施設の被災状況や使用可否を確認し、使用可能な施設へ移転する。

災害対策本部機能の代替施設候補	Ⓐ 熊本城ホール　Ⓑ 熊本市民会館　Ⓒ 消防局庁舎　Ⓓ 上下水道局庁舎



熊本市行政区区域図



熊本市中心部航空写真

【 災害対策本部機能の代替施設候補の概要 】

各代替施設の建物概要、業務継続性能、災害対応機能について整理する。

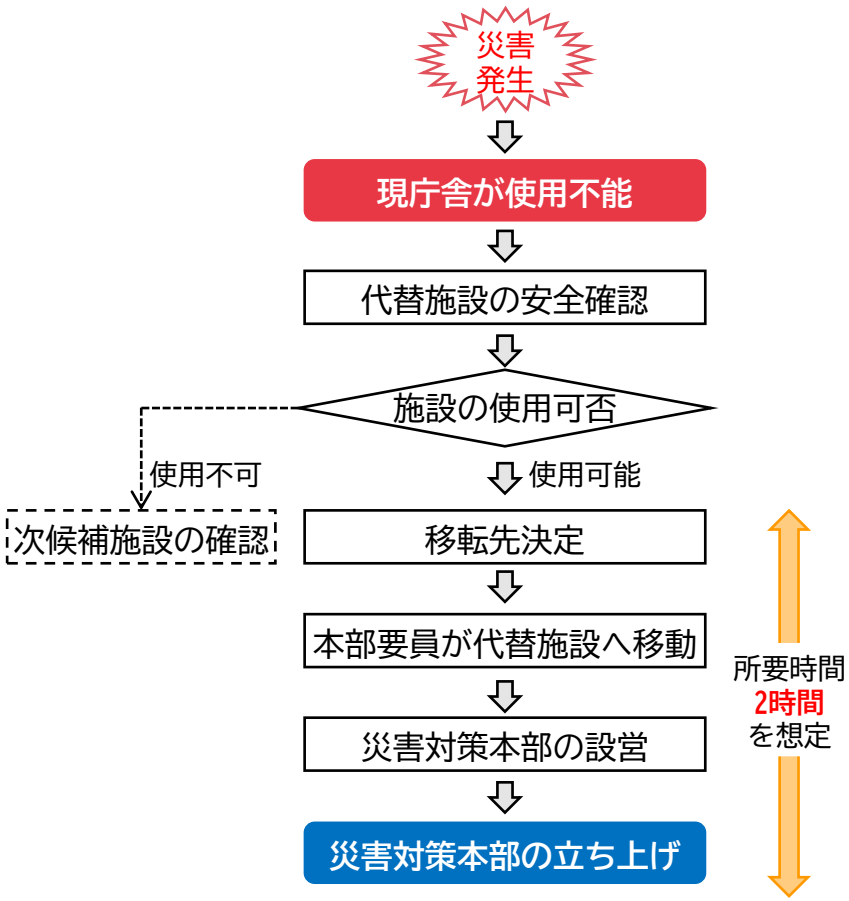
		熊本城ホール	熊本市民会館	消防局庁舎	上下水道局庁舎
					
建物概要		SRC造地上9階地下1階 耐震構造	RC造地上4階地下1階 耐震構造	SRC造地上5階地下1階 耐震構造	S造地上6階地下1階 耐震構造
本庁舎からの距離		0.9km	0.5km	1.5km	3.6km
業務継続性能	重要度係数※1	1.25	1.0	1.5	1.5
	貯水設備	3日分以上	3日分以上	3日分以上	3日分以上
	緊急排水槽設備	4日分以上	×	×	×
	非常用発電設備	72時間	数時間※2	72時間	72時間
災害対応機能	災害対応スペースの想定	3階大会議室 （約300㎡）	大会議室 （約270㎡）	多目的室・視聴覚室 （約430㎡）	想定なし
	電話・PC端末の確保	×	×	建物内に固定電話・携帯電話を確保 ※ＰＣ端末の確保はない	×
	庁内ネットワーク※3・防災無線	×※4	×	○	△ ※防災無線設備はない

※1 耐震性能の目安で、1.0は倒壊防止、1.25は一部損傷しても機能を維持できること、1.5は大地震後も補修せず使用できることを目指す水準
※2 給水や空調に必要な電力は含まれていない。
※3 携帯電話回線を利用した庁内ネットワークへの接続は可能であるが、災害時には通信事業者側の回線障害や通信集中の影響を受ける可能性があるため、本評価では施設内の庁内ネットワーク（有線・Wi-Fi）を対象としている。
※4 今後整備予定。

【 災害対策本部機能の移転・運営における課題 】

代替施設に災害対策本部機能を移転する場合、施設、設備、資機材、周辺交通の状況等が本部機能の立上げや継続的な運営に影響する可能性がある。

＜災害対策本部機能の移転・立上げの流れ＞



＜代替施設へ移転する場合に生じる課題＞

	熊本城ホール	市民会館	消防局庁舎	上下水道局庁舎
施設の使用可否	△ 帰宅困難者受入施設でもあるため、状況により、使用できる面積が制限される可能性あり	△ 建物の耐震性が低く、本庁舎が使用不能になる地震では、建物が使用できない可能性あり	△ 限られた空間の中で、同時に消防局の災害対応を行わなければならない	△ 限られた空間の中で、同時に上下水道局の災害対応を行わなければならない
電話・情報通信	× 電話端末と回線の確保に時間を要する 庁内ネットワーク接続不可※1・※2	× 電話端末と回線の確保に時間を要する 庁内ネットワーク接続不可※1	△ 電話回線が十分ではない 庁内ネットワーク接続可 防災情報システム利用可	△ 電話回線が十分ではない 庁内ネットワーク接続可 防災情報システム利用可
立地・アクセス	○ 徒歩10分圏内	○ 徒歩10分圏内	△ 周辺道路の混雑により移動・搬送に時間を要する	△ 周辺道路の混雑により移動・搬送に時間を要する

※1 携帯電話回線を利用した庁内ネットワークへの接続は可能であるが、災害時には通信事業者側の回線障害や通信集中の影響を受ける可能性があるため、本評価では施設内の庁内ネットワーク（有線・Wi-Fi）を対象としている。
※2 熊本城ホールについては今後整備予定。

代替施設への移転手順は定められているが、**施設諸条件により一定の課題・制約がある。**

【 現庁舎使用不能時の各局・中央区対策部の対応 】

各局・中央区の対策部は、現庁舎が使用不能となった場合の代替施設をそれぞれ想定している。
各局対策部を一括して収容できる規模の施設がないため、市内各所に分散して対応することとなる。

各局・中央区対策部※が想定する代替施設	熊本市民会館、国際交流会館、熊本市教育センター、住友生命ビル(民間施設)、ウェルパルくまもと、あいぱるくまもと、北東部農業振興センター、西南部農業振興センター、扇田環境センター、東部環境工場、現庁舎近隣の小中学校

※：総務局、財政局、文化市民局、健康福祉局、こども局、環境局、経済観光局、
農水局、都市建設局、議会局、教育委員会事務局、中央区役所
政策局は災害対策本部機能と同一施設で局対策部を設置



熊本市行政区区域図
※［　］内の数値は現庁舎からの移動距離を示す。



熊本市中心部航空写真

【 各局・中央区対策部の代替施設候補の概要 】

各局が想定する代替施設候補には様々な施設が含まれており、立地や施設機能、防災性能に違いがある。

【凡例】〇：対策あり　×：対策なし　（防災性能は設備の有無のみを示し、容量・供給範囲・継続可能時間等を評価するものではない。）

整理区分	確認項目	住友生命ビル	国際交流会館	熊本市教育センター	ウェルパルくまもと	あいぱるくまもと
基本条件	本庁舎からの距離	0.2km	0.5km	0.6km	1.3km	1.3km
	施設分野	民間オフィスビル	文化施設	学校教育系施設	保健施設	児童福祉施設
	避難所の指定	なし	あり	なし	なし	なし
防災性能	貯水機能	〇	〇	〇	〇	〇
	非常用発電機	△※1	△※2	△※2	△※2	△※2
	庁内ネットワーク※3	〇	×	〇	〇	〇

整理区分	確認項目	北東部農業振興センター	西南部農業振興センター	扇田環境センター	東部環境工場	最寄りの小中学校
基本条件	本庁舎からの距離	12.7km	8.1km	6.4km	10.3km	0.9km
	施設分野	庁舎等	庁舎等	供給処理施設	供給処理施設	学校教育系施設
	避難所の指定	なし	なし	なし	なし	あり
防災性能	貯水機能	〇	×	×	〇	〇
	非常用発電機	△※1	△※2	×	〇	×
	庁内ネットワーク※3	〇	〇	〇	〇	〇

※1 給水と空調に必要な電力は含まない。
※2 空調に必要な電力は含まない。
※3 携帯電話回線を利用した庁内ネットワークへの接続は可能であるが、災害時には通信事業者側の回線障害や通信集中の影響を受ける可能性があるため、本評価では施設内の庁内ネットワーク（有線・Wi-Fi）を対象としている。

資料３　現庁舎が使用不能となった場合の代替措置

【 各局・中央区対策部の代替措置における課題 】

各局・中央区対策部では、代替施設を想定しているものの、各業務を実際に担う職員の活動スペースや必要な設備・資機材の確保、分散した拠点間の情報共有等に課題がある。

①　活動スペース

- 現状は、局対策部(区対策部)の指揮・連絡調整を担う要員の収容を前提としている。
- 応急復旧、避難所運営、問い合わせ対応等を実際に担う担当職員の活動スペースは別で確保する必要がある。
- 局対策部(区対策部)と対応職員の拠点が分散することで、連携や情報伝達に支障が生じ、各種被災者支援に影響が及ぶ可能性がある。

②　避難所指定の有無

- 一部の代替施設は指定避難所となっている。
- 避難者の受入れ状況によっては、使用できるスペース、動線等が制限される可能性がある。

③　機能維持

- 施設によって貯水機能、非常用電源、災害時通信機器等が整備されていないところがある。
- 上記設備が整備されている場合でも、業務に必要な供給容量が確保されているわけではない。

④　電話・ＰＣ端末の確保

- 代替施設には、災害対応に必要な電話やPC端末が不足している。
- 発災後に調達する必要があり、災害対応や被災者支援に遅れが生じる可能性がある。

その結果、**被災者支援対応に遅延や停滞が生じ、市民サービスに影響が出る可能性**がある。

【 現庁舎使用不能による災害対策本部機能の立上げ遅延と市民への影響 】

現庁舎が使用不能となり、災害対策本部機能の立上げが遅延すると、市民の安全を確保できない。

災害対策本部機能立上げの遅延	市民への影響：安全を確保できない
応急対策の意思決定・指示が遅れる 被害の全体像を把握できず、応急対策の優先順位決定、各対策部への指示、関係機関への応援要請が遅延する。 想定遅延日数　1日～3日	市内の被害状況や危険情報が不明で、どのように行動すべきか分からない
避難所情報の集約・発信が遅れる 各部署からの報告、避難所情報が分散し、庁内・関係機関への情報伝達と市民への情報発信が遅延する。 想定遅延日数　1日～7日	どの避難所が開設されているか分からず安全な場所へ避難できない
応援職員の受入れ・配置が遅れる 受援調整、業務の割当て、活動場所の確保に時間を要し、応援職員を避難所や被災現場へ配置できない。 想定遅延日数　3日～7日	避難所運営が混乱し、安心できない 自分の家の応急危険度が分からない
支援物資の仕分け・配送が遅れる 避難所ごとの必要量を把握できず、物資受入拠点での仕分け、配送先の決定、避難所への配送が遅延する。 想定遅延日数　3日～10日	必要な支援物資が届かない、または到着が遅れる

災害対策本部機能の立上げや対応が遅れることにより、**避難行動、地域支援及び物資供給が滞り、市民の安全確保に大きな支障が生じる。**

資料３　現庁舎が使用不能となった場合の代替措置

【 現庁舎使用不能による被災者支援業務の遅延と生活再建への影響 】

現庁舎が使用不能となり、被災者支援が遅延すると、生活再建に進めない状態が長期化する。

各局・中央区対策部の対応の遅延

り災証明に関する業務が遅れる
申請受付から家屋被害認定調査、証明書発行までの一連の業務に時間を要する。
想定遅延日数：30日～90日

住まいに関する支援が遅れる
応急仮設住宅、住宅修理の申請受付から対応までに時間を要する。
想定遅延日数：30日～120日

生活再建支援の給付が遅れる
各種支援金等の申請受付から対応までに時間を要する。
想定遅延日数：30日～90日

道路・インフラの復旧が遅れる
既存の図面や契約資料等が使用できず、発注業務に時間を要する。
想定遅延日数：7日～30日

全ての通常業務の停止期間が長期化し、再開が遅れる
想定遅延日数：3日～60日

被災者への影響　生活再建に進めない

- り災証明を受け取れず、生活再建の計画が立てられない
- 住まいの確保が進まない
- 生活再建に必要な支援金等を、すぐに受け取れない
- 渋滞や迂回により移動に時間を要する

市民全体への影響　必要なサービスが受けられない

- 様々な福祉サービス、各種支援、行政手続きなど、市民を支える行政機能が停滞し、市民生活の正常化が遅れる

被災者支援・復旧業務の遅延により、住まい確保や支援金の受け取りが遅れ、**生活再建が進まない**。
また、通常業務の停止期間が長期化し、再開の遅れにより、**市民全体への影響も懸念される**。

【第２回検証委員会の意見】

・八代は震度６弱だったが、長周期地震動により大きく被害が出た。熊本市でも同様の被害が出るのでは。
・現庁舎の構造体を耐震化しない場合でも、非構造部材や設備の耐震化ができる可能性について整理すべき。

重要な防災拠点となる庁舎が想定すべき災害規模（地震動、浸水リスク）を整理する。

本資料Ｐ２・３

熊本市周辺・市内の断層状況の確認

熊本市周辺・市内の断層状況を踏まえ、庁舎に影響を及ぼす可能性のある地震について整理を行う。

本資料Ｐ４・５

備えるべき地震動 耐震安全性の目標

重要な防災拠点となる庁舎が備えるべき地震動、耐震安全性をどう想定するか。

本資料Ｐ６・７

備えるべき 外水・内水氾濫の整理

重要な防災拠点となる庁舎について、想定最大規模の降雨による浸水リスクををどう見込むべきか。

【熊本市周辺の断層状況】

・熊本市周辺には、主要活断層帯※１の布田川（ふたがわ）断層帯と日奈久（ひなぐ）断層帯が存在する。

※１：政府の地震調査研究推進本部が活動度や規模（全長２０km以上等）、影響度などを考慮して認定

・平成２８年熊本地震は日奈久断層帯及び布田川断層帯、令和８年地震は日奈久断層帯の地殻変動によって発生した。

布田川断層帯

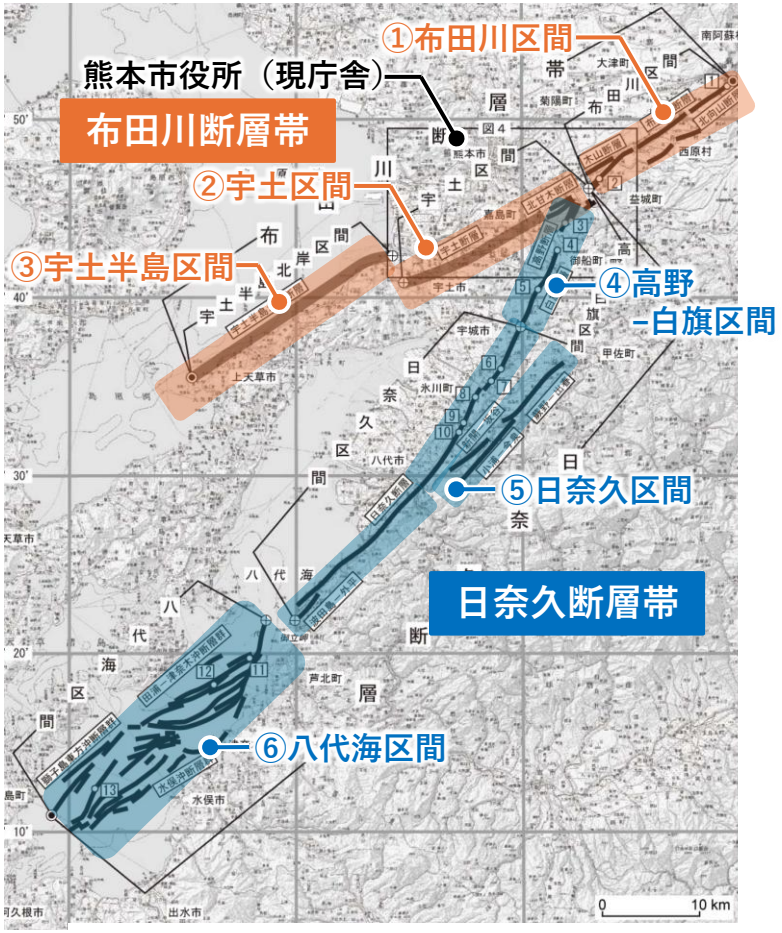
①布田川区間
規模　　：M7.0程度
発生確率：30年以内に、ほぼ0%
H28年熊本地震時に活動と想定

②宇土区間
規模　　：M7.0程度
発生確率：不明

③宇土半島北岸区間
規模　　：M7.2程度以上
発生確率：不明

布田川断層帯全体が同時に活動する場合は、M7.5～7.8程度と想定されている

※国の「地震本部」ＨＰ掲載の「布田川断層帯・日奈久断層帯」の図にに熊本市で一部加筆したもの



日奈久断層帯

④高野–白旗区間
規模　　：M6.8程度
発生確率：不明
H28及びR8年熊本地震時に活動と想定

⑤日奈久区間
規模　　：M7.5程度
発生確率：30年以内に、ほぼ0%～6%※
R8熊本地震時に活動と想定
※R8熊本地震前の確率

⑥八代海区間
規模　　：M7.3程度
発生確率：30年以内に、ほぼ0%～16%

日奈久断層帯全体が同時に活動する場合は、M7.7～8.0程度と想定されている

※各断層の説明文は、国の「地震本部」ＨＰ掲載の資料から引用

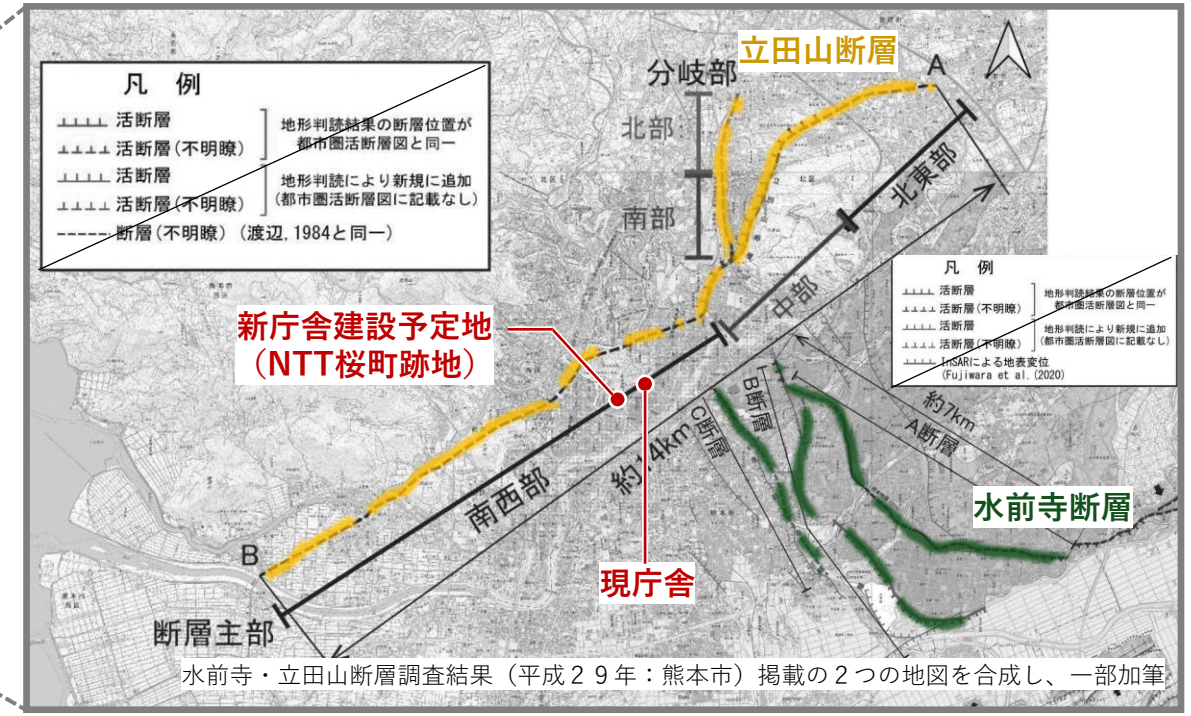
【熊本市内の断層状況】

・熊本市内には、地形的な変形等が確認されたことを受け、平成２９年に新たに活断層として認定された立田山断層（全長約１４km）と水前寺断層（全長約７km）が存在する。

・立田山断層と水前寺断層は、国の地震本部が「M６.８以上の地震を引き起こす可能性のある活断層」として評価した「活断層の地域評価」の対象には含まれていない※。

※：地震の規模、発生確率などの予測はされていない





水前寺・立田山断層調査結果（平成２９年：熊本市）掲載の２つの地図を合成し、一部加筆

熊本市周辺・市内の活断層の状況を踏まえると、現庁舎敷地及び新庁舎建設予定地においては、

地震リスクとして布田川断層帯と日奈久断層帯を想定する必要がある。

【想定すべき地震動の整理】

・重要な防災拠点となる庁舎が備えるべき地震動について整理を行う。

建築基準法等における地震動に関する取扱い

〇地震による揺れは、震源や地盤の条件によって、強さ、周期特性、継続時間などが異なることから、地震動に対しては、建築基準法の告示※1及び大臣認定※2の審査基準に基づき複数の地震波を設定する必要がある

・**建築基準法の告示に定められた性質を有する地震波【告示波】：３波以上設定**
極めて稀に発生する地震動は、**建設地周辺における過去の地震活動や地盤構造等に基づいて設定した地震波【サイト波】**を用いることも可能。（過去の耐震性能調査及び耐震改修の検討においては、布田川断層帯地震や布田川・日奈久断層帯連動地震について地震波を設定）

・**建設地等の特性を考慮して選択した過去に観測した地震波（所定の強さに調整）【観測波】：３波以上**

・**南海トラフなど巨大地震で発生すると想定される【長周期地震動】：１波以上**※3

※１：国が定める技術的な基準。
※２：建築物の構造安全性について国土交通大臣が個別に認定する制度。
※３：関東地域、静岡地域、中京地域及び大阪地域で、高さが６０ｍを超える建築物又は地上４階建て以上の免震建築物

審議のポイント　今回の検証においては、想定する地震動はこれまでの検討と同様に「**建築基準法等で求められる地震動**」で行ってよいか。

【想定すべき外水・内水氾濫の整理】

・熊本市では、想定最大規模の降雨量にもとづき、堤防の決壊や河川からあふれた水による**外水氾濫**と、降雨を河川などに排水できずに発生する**内水氾濫**によってどの程度浸水するか（浸水想定深さ）を整理している。

・想定最大規模の降雨とは、「１年間にその規模を超える降雨が発生する確率（年超過確率）が概ね１/１０００である、その地域において想定し得る最大規模の降雨」※を指す。

※：国土交通省運営のハザードマップポータルサイトに記載の表現

	降雨規模の想定		浸水想定深さ	
			現庁舎敷地	本庁舎建設予定地
外水氾濫	白川流域の２日総雨量８６０mm	▶	約２.９ｍ	約１.４ｍ
内水氾濫	１時間の雨量１５３mm	▶	約１.８ｍ	約０.２ｍ

熊本県では、**過去に想定最大規模の降雨量に近い降水※が発生**している。

また、千葉豪雨では、浸水想定区域外で浸水が発生するなど、**豪雨災害のリスクは決して特別なものではない。**

時期･名称	最大1時間降水量	最大日降水量
平成24年7月九州北部豪雨	阿蘇市　108.0mm	阿蘇市　493.0mm
平成28年6月梅雨前線豪雨	甲佐町　150.0mm	山鹿市　290.0mm
令和7年8月熊本豪雨	上天草市 123.0mm	八代市　377.5mm
令和8年8月千葉豪雨	千葉市　115.0mm	千葉市　367.0mm

※：国土交通省は「降った雨が溜まった場合の水の深さ」として「降雨量」、気象庁は「降った雨・雪などの量」として「降水量」を用いている。資料中の用語は、引用元（国土交通省、気象庁）の表現をそのまま採用。

審議のポイント　今回の検証においては、**「想定最大規模の降雨量」**をリスクとして見込んでよいか。

（補足）市有建築物の耐震安全性の目標

・本市では、「市有建築物耐震対策基本方針」において、国の「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準及び同解説」に準じた分類にもとづき市有建築物の耐震安全性の目標を定めており、建替える際は、原則として、その耐震安全性を確保することとしている。

・市庁舎など重要な防災拠点施設の耐震安全性の目標は、「構造体Ⅰ類、建築非構造部材A類、建築設備甲類」となる。

部位	耐震安全性	耐震性能
構造体 柱　梁　基礎 等	Ⅰ類	大地震動※後、構造体の補修をすることなく建築物を使用できることを目標とし、人命の安全確保に加えて十分な機能確保が図られている。 ※：極めて稀に発生する地震動

構造計算の方法	どのような計算方法か	どういう場合に使用するのか	「Ⅰ類」での取扱い
保有水平耐力計算	建物に段階的に水平力を加え、建物が保有する耐力を評価する計算方法	一般的な建築物の耐震設計で広く採用される。	建物の耐力を50%割増して安全性を確認する。（重要度係数1.5）
時刻歴応答解析※1	地震動の時刻歴波形を解析モデルに入力し、地震時の建物の揺れ方や応答を時系列で解析する精度が高い計算方法	高さ60mを超える建築物や免震・制振建築物など、地震時の挙動を詳細に確認する必要がある場合に用いる。	大地震動に対する応答を評価し、要求される性能（層間変形角等）を満足することを確認する。※2

※１：現庁舎は高さ６０ｍ超のため、新築時及び二度の耐震性能調査では、時刻歴応答解析を用いている

※２：Ⅰ類で特に重要度が高い建築物は、要求性能に応じさらに高い目標値の設定を行う等の検討を行う

資料５　各整備手法の条件整理

「現庁舎の利用を続け、将来建替える」場合の複数案と「今建替える」場合と比較検証するために
「災害対策本部整備案の規模」と「将来建替えの時期」の条件整理を行う

		現庁舎の利用を続け、将来建替える				今建替える	
		現庁舎の耐震化等を行う		現庁舎の耐震化等は行わない		現案	合築案
		パターン① **耐震改修案**	パターン② **減築案**	パターン③ **災対本部整備案** **（一部整備案）**	パターン④ **継続案** **（耐震化しない案）**	パターン⑤ **新庁舎整備案** **（２棟に分棟）**	パターン⑥ **新庁舎整備案** **（１棟に合築）**
必要となる工事		現庁舎の耐震改修を行い利用を続ける案	現庁舎を減築して利用を続け、減築分の執務室を別に確保する案	災害対策本部機能のみ整備し、その他の部署は現庁舎の利用を続ける案	現状のまま現庁舎を利用する案	本庁舎・議会、中区区役所をそれぞれ整備（2棟）する案	1棟に集約して整備する案
機能・規模を確保するために必要な工事	現庁舎の耐震化等	杭の耐震化 建物の耐震化	杭の耐震化 建物の減築	―			
	新たな整備等	―	整備又は賃貸 （減築面積分）	一部整備 （災対本部のみ）	―	建替え	建替え
現庁舎を使い続ける際に必要となる工事		現庁舎の耐震化等を行った場合も使い続けるためには大規模改修が必要。 また、築44年を経過しており、将来的には現庁舎の建替えが必要になる。					
		設備改修	設備改修	設備改修	設備改修	―	―
		将来建替え	将来建替え	将来建替え	将来建替え		

災害対策本部機能のみ整備する場合の規模の想定について整理（本資料Ｐ２）

現庁舎を使い続けた場合に想定する「将来建替え」の時期について整理（本資料Ｐ３）

【災害対策本部機能のみ整備する場合の規模の想定】

建物の想定規模は、大規模災害時の災害対策本部機能に必要な規模とする。

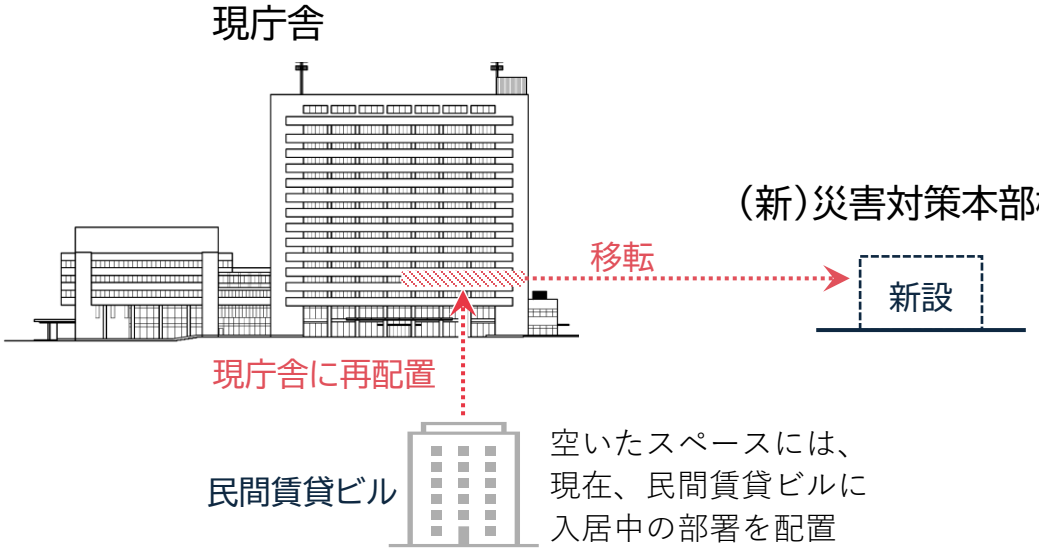
○ 設定条件

・建設地は、花畑町別館跡地（約２,７５０㎡、容積率６００％）を想定する。

・現庁舎の防災部門の規模ではなく、大規模災害時の拡張性やリエゾンや受援の受入れ等を想定した規模※とする。
※：震度６弱以上の地震が発生した場合等の災害対策本部機能の規模約１９０人＋リエゾン・受援等約１９０人　計３８０人程度と想定

・建設地の外水氾濫が発生した場合の想定浸水深は最大１.２ｍのため、執務室等は２階以上に配置する。

・防災部門の移転に伴って現庁舎に空いたスペースには、民間賃貸ビルに入居中の部署を配置する。



（新）災害対策本部機能

	部屋名
2階以上	危機管理防災部執務室
	指揮室
	本部長室、副本部長室（２室）
	常設オペレーションルーム
	災害規模に応じて拡張して利用する室※
	災害用機材備蓄倉庫、書庫
	その他諸室
1階	駐車場ほか

合計　約５,５００㎡

※平時は会議室等として利用し、災害時にはオペレーションルームの拡張やリエゾン控室、受援の受入れ等で活用

審議のポイント　**上記の内容で「災害対策本部機能のみ整備」を想定してよいか**

【現庁舎を使い続けた場合に想定する「将来建替え」の時期】

本市では、日本建築学会が「建築物全体の望ましい目標耐用年数」として示す※年数（６０年）を参考に、既存公共建築物を適切な維持管理や大規模改修を実施することで、実現可能な目標として「目標耐用年数７０年」と設定

※日本建築学会「建築物の耐久計画に関する考え方」

○ 熊本市公共施設等総合管理計画（平成29年3月策定、令和4年3月改定）抜粋

本市では、これまで、建築物の劣化や機能の低下を理由に、おおよそ３０年から４０年で建替えを実施した施設もありました。今後は、建築物の長寿命化を図り、**目標耐用年数を７０年とすることを基本とします。**

ただし、用途や構造上の理由で７０年間使用できない建築物や、既に相当の築年数が経過し劣化進行度が著しい建築物については、目標耐用年数を個別に判断し、状況に応じた保全を実施します。

（参考）政令市の公共施設の目標耐用年数の設定状況（用途：庁舎）

都市名	目標耐用年数	都市名	目標耐用年数	都市名	目標耐用年数
札幌市	既存鉄筋コンクリート造等：60年※1	新潟市	80年	神戸市	65年以上※3
仙台市	新耐震庁舎：80年	静岡市	個別判断	岡山市	長寿命化パターン上：80年
さいたま市	60年※2	浜松市	更新経費の試算上：80年	広島市	個別判断
千葉市	計画的保全対象施設：80年	名古屋市	概ね80年	北九州市	築年数により：60～80年
横浜市	鉄骨造：70年以上	京都市	80年	福岡市	60～70年
川崎市	庁舎等建築物：60年以上	大阪市	個別判断	熊本市	70年
相模原市	将来コストの試算上：60年	堺市	概ね 60 年		

※１：構造体の健全度等によっては80年　※２：躯体の健全性調査によっては80年　※３：第一期神戸市公共施設等総合管理計画に記載

審議のポイント　**現庁舎を使い続ける場合に想定する建替えの時期を築７０年と設定してよいか。**

参考資料1

新庁舎整備事業検証委員会事務局への申入書

申　入　書

検証委員会のインターネット中継等について

宛先	新庁舎整備事業検証委員会事務局 御中 （熊本市 政策局庁舎整備部庁舎建設課）
提出日	令和 8 年（2026 年）8 月 24 日
提出者	熊本市庁舎整備を一旦立ち止まって考える市民の会

新庁舎整備事業は、市民生活と将来の市財政に大きく関わる事業です。会議を公開し、市民が審議を確認できるようにしていることを心から歓迎します。その公開姿勢を今後の全会議でも最後まで貫いていただきたいと考えます。一方、第 2 回検証会議は令和 8 年 8 月 25 日（火）の平日昼間に開催されるため、仕事などで傍聴できない市民も少なくありません。誰もが検証の内容と過程を確認できるよう、次の対応を申し入れます。

申入事項

1　インターネット中継

今後の検証会議について、原則としてインターネットによるライブ中継を実施してください。

2　録画又は音声の公開

中継が難しい場合も、録画を速やかに公開してください。録画も難しい場合は、少なくとも音声を公開してください。

3　資料・議事録等の速やかな公開

会議資料は可能な限り開催前に、議事録は会議終了後できる限り速やかに、市ホームページで公開してください。議事録の作成に時間を要する場合は、録画又は音声を先に公開し、併せて議事録の公開予定日を示してください。

4　第 2 回会議への対応

8 月 25 日の第 2 回会議について、中継又は記録の方法と公開予定日を事前に示してください。実施できない場合は、その理由と代替措置を明らかにしてください。

回答のお願い

本申入れへの対応方針を、8 月 25 日の会議開始前までに市ホームページ又は書面で示してください。困難な項目は、その理由と今後の対応予定を示してください。

会議の公開は、検証への市民の理解と信頼を支える重要な取組です。現在の公開姿勢を歓迎するとともに、平日昼間に参加できない市民にも同じ情報が届くよう、全会議を通じて継続した対応をお願いします。

以上

参考資料2

新庁舎整備事業検証委員会運営要綱

制定　令和８年（２０２６年）７月１日　市長決裁

（趣旨）

第１条　この要綱は、熊本市附属機関設置条例（平成１９年条例第２号）第３条の規定に基づき、新庁舎整備事業検証委員会（以下「検証委員会」という。）の組織及び運営に関して必要な事項を定めるものとする。

（所掌事務）

第２条　検証委員会は、基本計画の検討段階における次に掲げる事項について審議する。

(1)　災害リスクを踏まえた新庁舎整備事業の妥当性

(2)　新庁舎整備における概算工事費及び想定工期の妥当性

(3)　現庁舎解体における工事範囲、概算工事費及び想定工期の妥当性

(4)　新庁舎整備に係る概算事業費が本市の財政運営に与える影響

(5)　新庁舎整備における工事費抑制につながる整備手法の可能性

(6)　前５号に掲げるもののほか、検証委員会の設置目的を達成するために必要な事項

（組織）

第３条　検証委員会は、委員６人以内で組織する。

２　委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1)　学識経験者

(2)　関係団体の代表者

(3)　その他市長が必要と認める者

２　委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならないものとする。その職を退いた後も同様とするものとする。

（委員の任期）

第４条　委員の任期は、委嘱の日から１年を超えない範囲内で市長が定める。

２　委員は、再任されることができる。

（委員長）

第５条　委員会には委員長１人を置き、委員の互選によりこれを定める。

２　委員長は、検証委員会を代表し、会務を総理する。

３　委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

（会議）

第６条　検証委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。

２　会議は、委員の過半数が出席しなければ、これを開くことができない。

３　会議の議事は出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

４　委員長は、必要があると認めるときは、関係者に会議への出席を求め、意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

（書面審議）

第７条　委員長は、緊急の必要性があり会議を招集する暇がない場合その他やむを得ない理由のある場合は、議事の概要を記載した書面を各委員に回付し、委員長が指定する期日までに委員ごとの審議結果を回答させることをもって会議に代えることができる。この場合において、当該期日までに審議結果を回答した委員については、当該期日に会議に出席したものとみなす。

２　前条第３項の規定は、前項の場合について準用する。この場合において、同項中「出席した委員」とあるのは「委員長が指定する期日までに審議結果を回答した委員」と、「議長」とあるのは「委員長」と読み替えるものとする。

（会議の公開）

第８条　会議は、公開により行うものとする。

２　前項の規定にかかわらず、熊本市情報公開条例（平成１０年条例第３３号）第７条各号に掲げる情報について審議する場合は、非公開とすることができる。

３　会議の傍聴の手続、傍聴人の遵守事項その他の傍聴について必要な事項は、別に定める。

（庶務）

第９条　検証委員会の庶務は、政策局庁舎整備部庁舎建設課において行う。

（委任）

第１０条　この要綱に定めるもののほか、検証委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附　則

（施行期日）

1　この要綱は、決裁の日から施行する。

2　委員の委嘱のために必要な準備行為は、この要綱の施行前においても行うことができる。

参考資料３　現庁舎の地震影響に関する調査手法等

【第２回検証委員会の意見】

・現庁舎が震度６強を経験したのは１回だけ。これまでの被害状況を過小評価してはいけない。
・同じ震度６強でも、計測震度6.4と6.0では戸建て住宅の倒壊率が数倍違う。その違いを丁寧に示すべき。
・現庁舎の耐震改修等については、残存する耐震性能を確認した上で想定した方がよいのではないか
・現庁舎の構造体がこれまでの地震でどのようにダメージを受けているのか調査すべき。
調査が可能かどうかを含めて、まずは有識者等にヒアリングを行うべき。

現庁舎が経験した地震動の規模と、その影響について整理する

本資料Ｐ２
現庁舎が経験した地震動の整理
Ｐ２：Ｈ２８・Ｒ８熊本地震での震度及び計測震度、計測震度による被害の推定

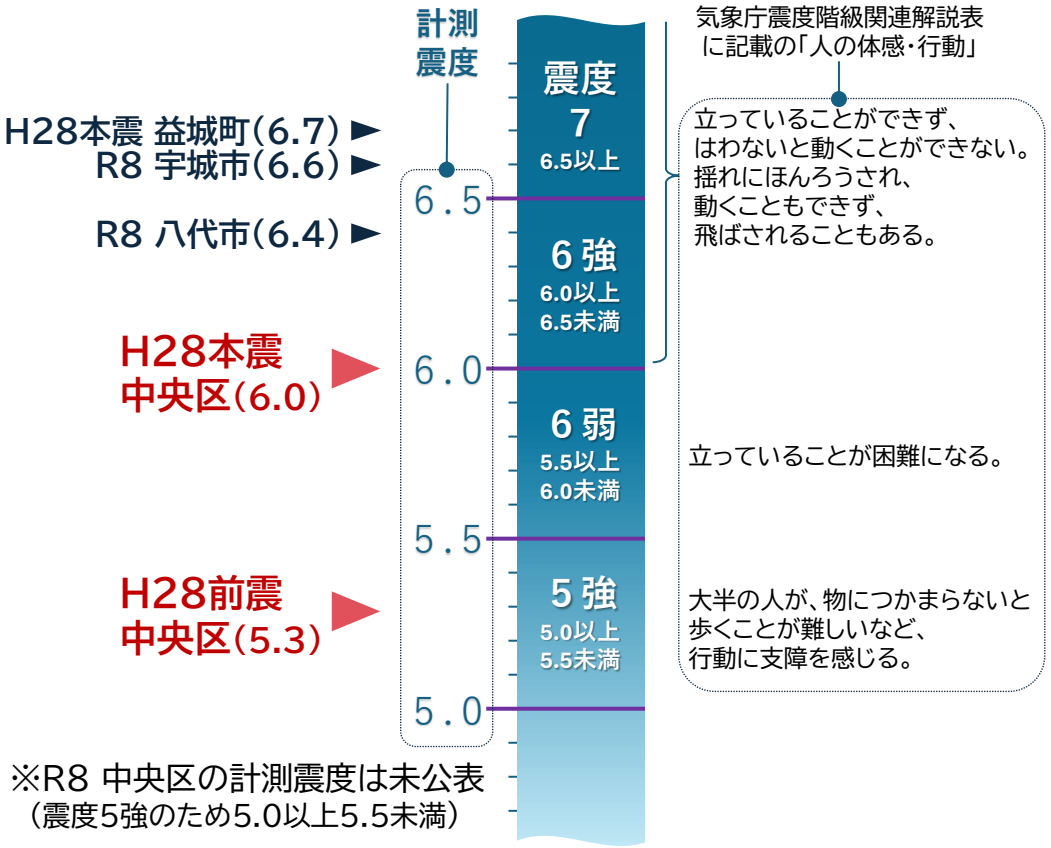
本資料Ｐ３
過去の耐震性能調査結果との比較
Ｐ３：Ｈ２８・Ｒ８熊本地震の計測震度と二度の耐震性能調査結果の比較

本資料Ｐ４～６
地震影響の調査手法有識者ヒアリング
Ｐ４：被災建築物の地震の影響に関する調査手法
Ｐ５：Ｒ８熊本地震後の現庁舎の状況を踏まえた被害の推定
Ｐ６・８：既存杭の調査手法
Ｐ７：現庁舎が経験した地震動の規模と、その影響についての整理

【Ｈ２８・Ｒ８熊本地震での震度及び計測震度、計測震度による被害の推定】

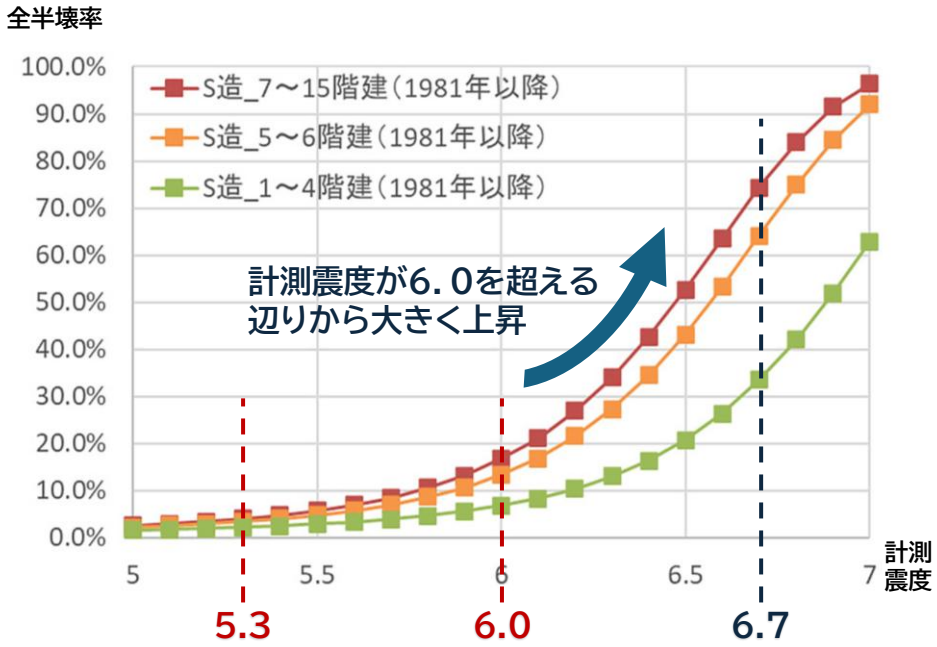
・中央区は、３回の大きな地震を経験しているが、計測震度としては最大６.０になる

・内閣府の資料では、建物被害は計測震度６.０を超えてから大きく上昇すると推定されている



【H28･R8熊本地震での計測震度、震度】

※下記グラフは、内閣府の「南海トラフ巨大地震の被害想定項目及び手法の概要」に掲載のグラフに熊本市で一部加筆したもの

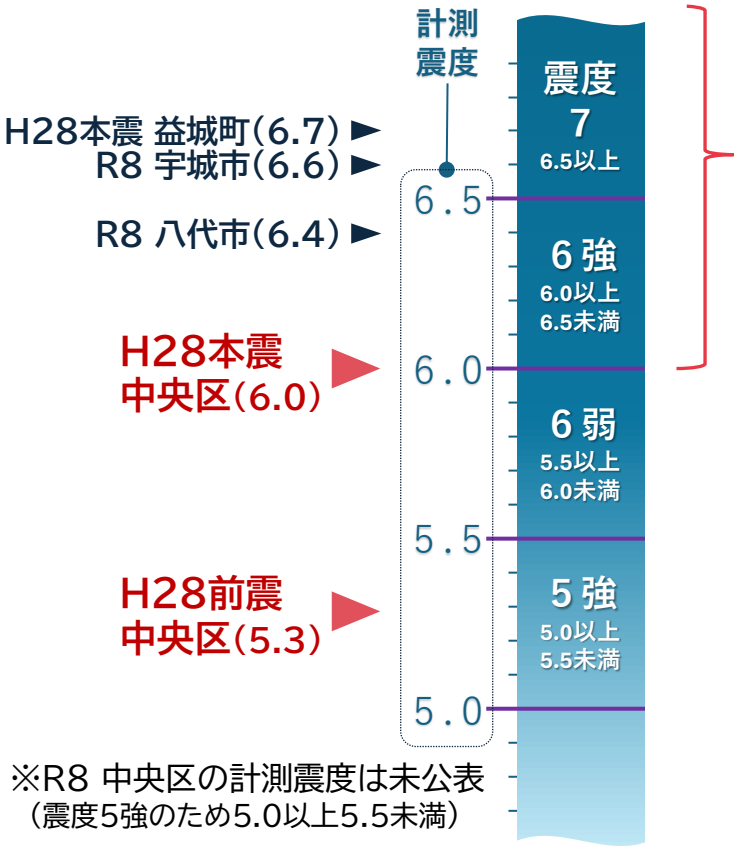


【鉄骨造建物（1981年以降建築）の被害率曲線】

現庁舎は３回の大きな地震を経験しているものの、中央区で観測された最大の揺れは
計測震度６.０であり、**建物被害率が大きく上昇すると推定される揺れは経験していない。**

【Ｈ２８・Ｒ８熊本地震の計測震度と二度の耐震性能調査結果の比較】

・過去の地震で被害が確認されていないことだけでは、これまで経験していない大きさの地震に対する安全性は判断できないことから、現庁舎の耐震性能調査を実施



【H28･R8熊本地震での計測震度、震度】

H29とR2の二度の耐震性能調査では、
『極めて稀に発生する地震動時』に、
建物が倒壊･崩壊しないかについてシミュレーション※を行い、
建物本体や基礎杭の耐震性能が不足していることを確認した

※複数の地震波を設定し、構造解析を実施

・地震による揺れは、震源や地盤の条件によって、強さ、周期特性、継続時間などが異なることから、複数の地震波により安全性を確認する。
　観測波　：５波（周期特性が異なる実際に観測された地震動）
　告示波　：３波（建築基準法に基づき対象敷地の地盤条件を反映した模擬地震動）
　サイト波：３波（対象敷地の地震環境を反映した模擬地震動）
　長周期波：１波（南海トラフ地震を想定したゆっくり大きく揺れる模擬地震動）
・建物には固有の周期があり、地震波の周期と重なった場合は、揺れが大きくなる。
・そのため、特徴の異なる複数の地震動で建物の安全性を確認する必要がある。

二度の耐震性能調査では、**極めて稀に発生する地震動時に、**
現庁舎の耐震性能が不足していることを確認。

【被災建築物の地震の影響に関する調査手法】

・被災建築物の調査手法には、残存する耐震性能を推測し、復旧の要否とその程度を判定することを目的とした「被災度区分判定」が定められている。

被災度区分判定　**構造躯体の損傷状況等から、残存する耐震性能を推定**し、復旧の要否等を判定する制度

・構造種別ごとに判定基準（木造、鉄筋コンクリート造、鉄骨造など）が設定されている。

・ただし、鉄骨造（現庁舎行政棟の構造）については、**判定基準は「高さ45m以下」に適用**するとされている。

・その理由として、「過去の地震において高さ45mを超えるような高層の建築物に構造的被害を生じた例が少なく、またその**被災度を簡易に判定することは現状では困難**」とされている。
（一般財団法人日本建築防災協会発行・国土交通省監修「震災建築物の被災度区分判定基準および復旧技術指針」による解説）

東京科学大学　吉敷 祥一教授※からのご意見　※：被災度区分判定基準及び復旧技術指針改定委員会の鉄骨造部会委員

・現庁舎のような高層の鉄骨造については、判断基準が確立されておらず、「震災建築物の被災度区分判定基準および復旧技術指針」を用いて残存する耐震性能を判定することはできない。

現庁舎は高さ４５ｍを超えており、**被災度区分判定は適用できない。**
そのため、**構造躯体の被災状況について、有識者にヒアリングを実施。**

【R8熊本地震後の現庁舎の構造躯体の状況を踏まえた被害状況の推定】

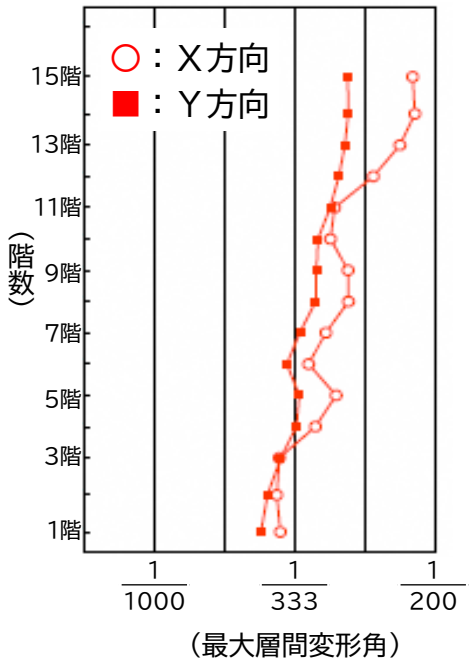
・現庁舎の鉄骨部材に吹き付けられているアスベストについて、大きな剥離は確認されていない
・現庁舎に設置しているセンサーでは、各階の最大層間変形角は1/200以下だったことを確認
・その結果を元に、建築構造等の有識者２名に現庁舎の地震影響についてヒアリングを実施

【アスベスト吹付状況】
高層棟（15階建）の柱・梁に耐火被覆材として吹付け


15階機械室内


9階シャフト内

【各階の最大層間変形角】
建物内に設置したセンサーにより地震時の各階の揺れを算定



東京科学大学　吉敷 祥一教授からのご意見

・建物のブレースや梁端部など応力が集中する局所的な部分で塑性変形（力を取り除いても元の形に戻らない変形）が生じた可能性はある。
・しかし、今回、現庁舎が受けた地震力では、実際に鉄骨吹付材に大きな剥離等が見られないことから、鉄骨部材に大きな変形は生じていないと推測される。
・よって、現庁舎の耐震性能は、これまでの評価のままでよいと考えており、そもそも現庁舎は現行の建築基準法等が求める耐震性能を有していない。

崇城大学　東 康二教授からのご意見

・地震等による累積的な影響や残存耐震性能について、正確に評価することは困難だが、今回の地震でのモニタリング結果や確認できる範囲の状況からは、小さな変形が生じた可能性はあるが、大きな損傷が生じたことを示す兆候は見られない。
・熊本地震等による累積的な影響や残存耐力は不明であり、今回の結果のみをもって現庁舎の耐震性能を評価できるものではない

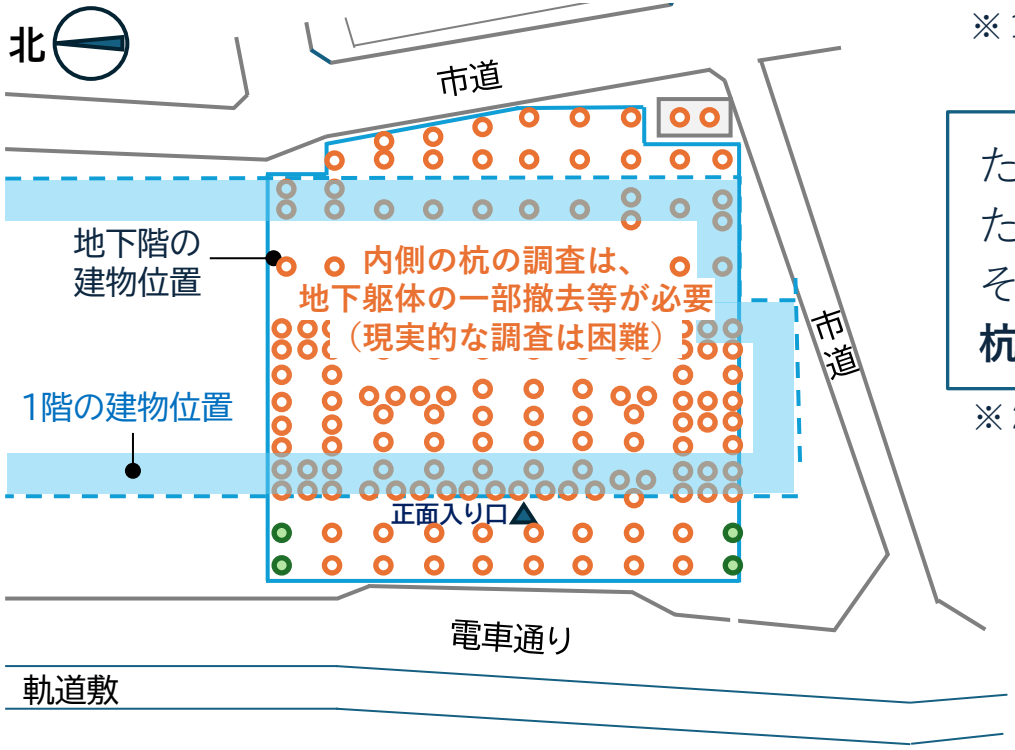
今回の地震で、現庁舎が受けた地震力では**構造躯体の大きな変形は生じていないと推測される。**
現庁舎が現行の建築基準法等が求める耐震性能を有していないという事実は変わらない。

【既存杭の残存する耐震性能の調査手法】

・既存杭の調査によって、杭全体の残存する耐震性能を把握可能かについて整理

●：調査対象となり得る外周部の杭
（実際に調査可能かは具体的な仮設検討等が必要）

○：調査困難な杭
（建物の内側、道路規制等が必要）



杭については、技術的※1には地下水対策等を行った上で、調査できる可能性はある

※1：P8参照

ただし、建物を使用しながらの調査になるため、調査範囲は外周部に限られる※2。
そのため、内側の杭の調査は行えず、
杭全体の状況を把握することは困難。

※2：外周部の杭の多くは、道路規制を行わなければ調査ができない

杭全体の残存する耐震性能は不明

調査対象となり得るのは**外周部の一部の杭に限られる**ため、調査を実施しても、
内側を含む杭全体の状態や、過去の地震による影響、残存する耐震性能は不明のままとなる。

【現庁舎が経験した地震動の規模と、その影響についての整理】

本資料Ｐ２

現庁舎が経験した地震動の整理

・中央区で観測された最大の揺れは計測震度６.０であり、**建物被害率が大きく上昇すると推定される揺れは経験していない**

本資料Ｐ３

過去の耐震性能調査結果との比較

・現庁舎が実際に経験した地震動が計測震度６.０に対し、二度の耐震性能調査では、**「極めて稀に発生する地震動」する複数の地震波で構造解析を行い、耐震性能不足を確認している。**

本資料Ｐ４～６

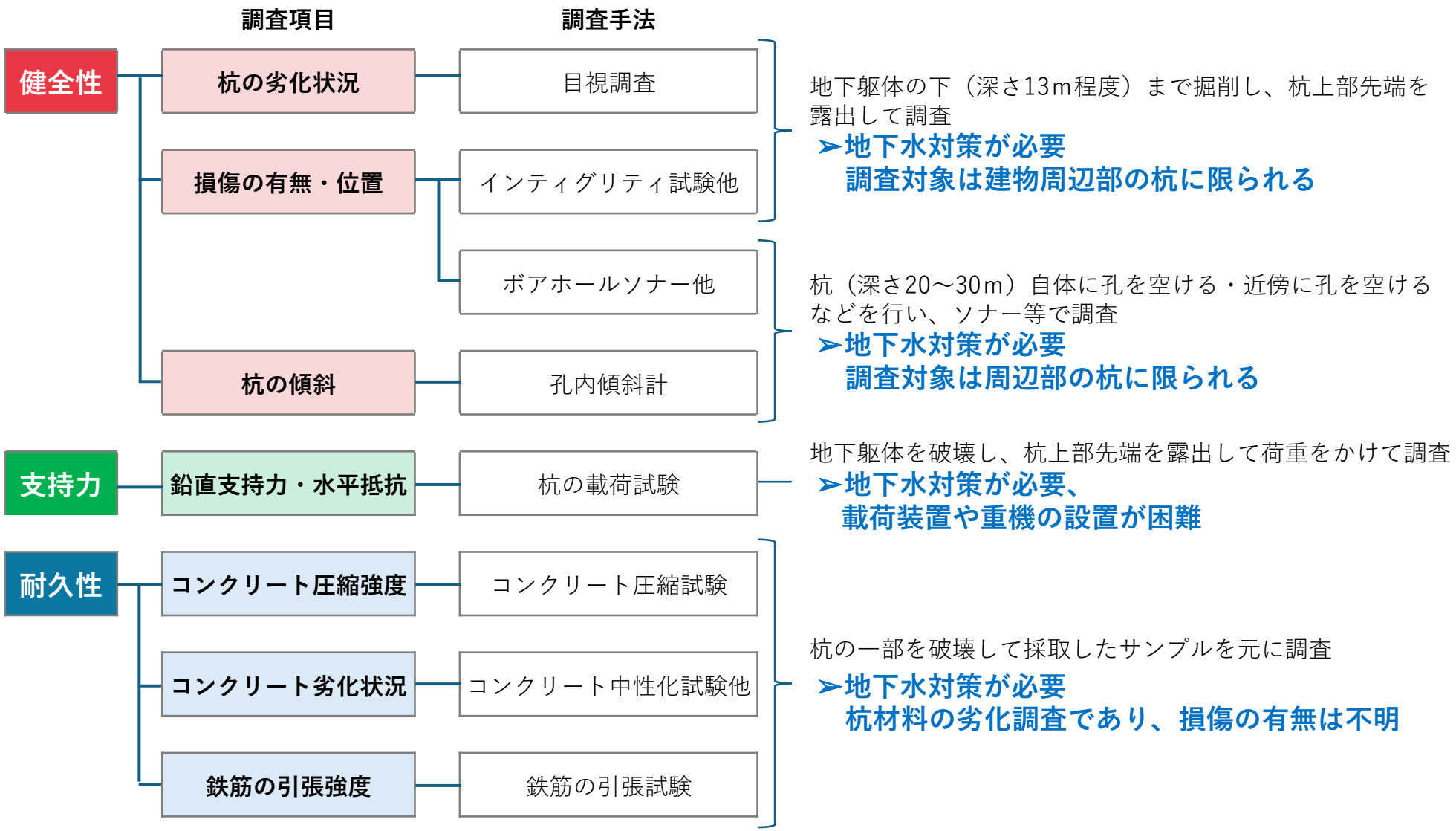
地震影響の調査手法有識者ヒアリング

・建物構造
現庁舎のような**高層鉄骨造の残存耐震性能を把握する手法はない。**
一方、確認可能な範囲では、構造躯体に大きな損傷を示す兆候は見られない。

・基礎杭
建物が残った状況で、**杭全体の残存耐震性能を把握することはできない。**

・過去の**地震による影響や残存する耐震性能を正確に評価することは困難。**
・部分的な杭の調査を実施しても、**杭全体の評価は行えない。**
・今回の検証にあたり、現庁舎の耐震性能については、**現行の建築基準法等が求める耐震性を有していないとした過去の耐震性能調査結果を前提とする。**

（参考）既存杭の調査手法


調査項目
調査手法
健全性
杭の劣化状況
目視調査
損傷の有無・位置
インティグリティ試験他
ボアホールソナー他
杭の傾斜
孔内傾斜計
地下躯体の下（深さ13m程度）まで掘削し、杭上部先端を露出して調査
➢地下水対策が必要
調査対象は建物周辺部の杭に限られる
杭（深さ20～30m）自体に孔を空ける・近傍に孔を空けるなどを行い、ソナー等で調査
➢地下水対策が必要
調査対象は周辺部の杭に限られる
支持力
鉛直支持力・水平抵抗
杭の載荷試験
地下躯体を破壊し、杭上部先端を露出して荷重をかけて調査
➢地下水対策が必要、
載荷装置や重機の設置が困難
耐久性
コンクリート圧縮強度
コンクリート圧縮試験
コンクリート劣化状況
コンクリート中性化試験他
鉄筋の引張強度
鉄筋の引張試験
杭の一部を破壊して採取したサンプルを元に調査
➢地下水対策が必要
杭材料の劣化調査であり、損傷の有無は不明

参考資料4

第６回庁舎周辺まちづくりプラン（仮称）等検討委員会での委員意見

本資料は、「第６回庁舎周辺まちづくりプラン（仮称）等検討委員会（書面開催）」での委員意見等をまとめたものです。

会議資料や庁舎周辺まちづくりプラン（仮称）等検討委員会については、下記市ＨＰをご覧ください。（下記ＱＲコードから閲覧可能です）

庁舎周辺まちづくりプラン（仮称）等検討委員会について	

【参考】

第６回庁舎周辺まちづくりプラン（仮称）等検討委員会での議事および報告事項

＜議事＞

(1)市議会特別委員会（6/17 開催）および現庁舎跡地（周辺）利活用検討、まちなか再生・賑わい波及検討分科会（7/13 開催：第 5 回）での審議状況について

(2)新庁舎整備基本計画検討分科会（7/10 開催：第 8 回、8/6 開催：第 9 回）での審議状況について

＜報告＞

(1)第 1 回新庁舎整備事業検証委員会（7/26 開催）のご報告

第６回庁舎周辺まちづくりプラン（仮称）等検討委員会（書面開催）
委員長による意見整理

はじめに

今回の委員会開催の準備を進めている最中に、令和８年熊本地震が発災いたしました。委員会の開催時期を延伸することも検討いたしましたが、延伸によってその後の様々な検討に影響を与えることがないよう、書面による開催といたしました。

令和８年熊本地震は、今後のまちづくりや新庁舎整備を考えるうえで、極めて重要な示唆を与えるものです。今回の地震を検証・分析することにより様々な知見や教訓を得て、新庁舎整備基本計画および（仮称）庁舎周辺まちづくりプランの検討に活かされることを強く望みます。

１）地震の影響の検証と反映について

- 今回の地震では、中心市街地の建築物について外観上の大きな被害は確認されていないものの、これがさらに大規模な地震であった場合は、人命や都市の継続性に関わる甚大な被害につながった可能性もある。
- 今回の地震が現庁舎や中心市街地に与えた影響を調査・分析し、各分科会で議論を進め、新庁舎整備基本計画や、（仮称）庁舎周辺まちづくりプランの検討に活かしていただきたい。
- また、委員意見にもあるように、今後、民間建築物の改修や建替えの支援施策の検討を進める際は、耐震化や浸水対策などの防災・減災の視点を取り入れることも重要である。関係分科会では、この点を考慮し検討を進めていただきたい。

２）「（仮称）庁舎周辺まちづくりプラン」の進め方について

- 現庁舎跡地（周辺）利活用及びまちなか再生・賑わい波及検討分科会からは、新庁舎整備に関し、事業の妥当性などの検証が行われていることを踏まえ、現時点で跡地利活用の詳細な議論を行うのではなく、新庁舎整備に関する検証状況を踏まえながら検討を進める方向で整理がされたとの報告があった。
- このことについて、委員から「現在検討中のまちづくりプランは、現庁舎の移転を前提としているため、今後の検証結果との間で手戻りが生じないよう、両者の整合を図りながら議論を進めるべき」との意見が出されている。委員意見のとおり、検証結果次第では、新庁舎整備についても、現在の計画から変更されることも想定されるほか、各種施策の検討においても、今回の地震の影響を踏まえる必要があることから、まちづくりプランについては、これらと整合をとりながら検討を進めてほしい。

３）回遊性向上の方向性について

- 分科会において、「回遊性の向上施策については、熊本の歴史、自然、景観、個性あふれる街並みや地上に集約された交通インフラ等の特性を踏まえると、地上を基本とすることが望ましい。」との考え方が整理されたことに関連して、複数のご意見が出されている。このことについては、次回以降の検討委員会において改めてご意見を伺うこととしたい。
- なお、複数の委員から意見が出されているとおり、歩きたくなる魅力的な歩行空間をどのように担保・整備していくかは、ウォーカブルなまちづくりの実現に向け重要な観点であるため、さらに議論を深めてほしい。

４）新庁舎整備について

- 現在、新庁舎整備については、災害リスクを踏まえた事業の妥当性などについて、検証が進められているところである。今回、各委員から出された意見は、関係分科会はもちろんのこと、検証委員会にも共有され、よく議論し、整理していただきたい。
- 特に、今回の地震被害や災害対応を踏まえて、基本計画の素案に見直すべき点がないかについては、よく検討していただきたい。
- また、面積精査においては、議会棟もその対象であるが、例えば、市民と議会が空間を共有することで、面積の削減と開かれた議会の実現を両立することも考えられる。議会で精査された内容については、分科会でも確認し、検討委員会にもお諮りいただきたい。

その他、様々な意見をいただいているが、所管の分科会において、よく整理し、検討を行っていただきたい。

■第６回庁舎周辺まちづくりプラン（仮称）等検討委員会（書面開催）委員意見一覧（抜粋）

【議事２】新庁舎整備基本計画検討分科会での審議状況について

委員名	意見
岸井委員長	意見なし
国吉委員	意見なし
菅野委員	意見なし
田中委員	●新庁舎整備基本計画検討分科会にて面積等の精査を行っているが、議会機能については「議会と今後調整を行う」とのことで、現段階では検討の俎上に置かれていない。委員からは市民開放や委員会室等の利用可能性などの意見が出ているように、議会機能の市民利用が期待されている。基本計画見直しの段階での連携が必要と考えることから、ぜひ具体的な進め方とスケジュールを検討してもらいたい。
藤本委員	●資料4_第8回新庁舎整備基本計画検討分科会での意見および資料／資料１ 各機能の必要性と面積精査 p.4／２． 各機能の必要性の再確認／交流・共創機能／整備方針：「○ 本庁舎は、「憩いと賑わいにつつまれ、新しい“何か”が生まれる空間」を目指します。」について、「“何か”」は漠然としていて、他の機能と比較して機能の必要性が伝わりづらいと思う。例えば、資料5_第9回新庁舎整備基本計画検討分科会（書面開催）での意見および資料／参考資料３ 交流・共創機能の縮減案 p.5に示す具体的な内容「（２）想定される交流・共創機能の利用シーン」を参照できるように、関連ページの記載を注で記すなどが必要ではないか。 ●資料4_第8回新庁舎整備基本計画検討分科会での意見および資料／参考資料４_交流・共創機能,半屋外 スペースの面積精査について p.2,3／（１） 面積精査における視点／種別について、この資料以前に「交流・共創機能」の具体的な内容が示されていないように思うが、ここでは「④ 会議スペース」「⑦利便施設（カフェ・コンビニ等）」も「交流・共創機能」に含まれると記載されており、さらには周辺施設での保管が可能とのことが示されると、庁舎で担うべき交流、共創とは何かわからない。 ●資料5_第9回新庁舎整備基本計画検討分科会（書面開催）での意見および資料／資料１ 面積縮減案 p.3.4／縮減案（第９回分科会時点）／交流・共創機能は占有スペースを設けず共用部や周辺施設を活用〔B、C〕▲4,500㎡について、精査後に0平米となっているが、全てを他の機能との重ね合わせや周辺施設での補完とするのは強引であると思う。特に「キッズスペース」については授乳室の確保なども必要である。また災害時においても確保しておくことが望まれる機能であると考えられることから、占有スペースとしての面積を確保していただきたい。
星野委員	意見なし
吉城委員	意見なし
猪毛尾委員	●概算事業費が１，２３０億円と算出されていたが、令和８年熊本地震が７月２８日に発生したため、さらに建築資材や人件費が高騰している。完成までには、さらに費用がかかると市民は心配をしている。状況を把握し、対応が必要ではないでしょうか。
高田委員	●熊本の中心街は公共施設の更新が、その景観や都市機能に多大な影響を与えてきた。今回も政令市熊本の都市ブランドを象徴し、牽引する機能を発現できる計画にしていただきたい。併せてウォーカブルシティを実感できるまちづくりに資するものであってほしい。
野田委員	意見なし

委員名	意見
原山委員	●（資料４）　Ｐ５～Ｐ８　資料２：フロアレイアウト案 ２．中央区役所平面図 高階層による熊本城の眺望の妨げを懸念。まちなか再生・賑わい波及の観点から位置づけや効果、また、景観確保の観点から低層化を含めた再検討をいただきたい。 ●（資料５）　Ｐ１～１０　参考資料１：執務機能の縮減案 デジタル化の進展による将来的な行政機能に必要なスペースの縮減を考慮し、外部（民間等）への賃貸にも対応できるなどフレキシブルな設計が必要と考える。
長畑委員	意見なし
笹原委員	●１　駐車場について 庁舎及び中央区役所の駐車場を整備するにあたり、駐車場が満車状態となり、駐車場への入庫待ちによる交通渋滞の悪化や交通渋滞に起因する交通事故を懸念します。 民間の駐車場は周辺にもありますが、要件を短時間で済ませたいという方は、一番近い場所を選ぶと予想します。 今後、詳細な駐車場への入庫と出庫のコース設計・駐車場配置を行うと考えます。 施設の管理面からゲート式駐車場を採用される場合、入庫ゲートを道路側よりも敷地内にある程度入った位置に設置するように検討してください。 理由は、入庫ゲートを道路側直前に設置した場合、入庫する車はその都度、道路上に停止することになり、後続車が常に路上滞留することになり、新たな交通渋滞が発生することになるからです。 交通渋滞対策のため、敷地内に数台分の滞留可能なスペース確保を検討してください。 逆に、出庫ゲートは道路側に近い方へ設置することにより、交通事故発生防止の観点から速度抑制につながると考えます。 現在、駐車場管理設備は技術革新が進展し、従来の駐車券発行型から車のナンバー読み取り型へと進化しています。 施設の維持管理費用に限りはあると思いますが、交通渋滞及び交通事故防止の観点からより効果的なシステム導入が可能であれば、導入の検討をお願いします。 ●２　公共交通の更なる利便促進について 計画では、新庁舎はバスターミナルに隣接します。 来庁者必要台数を算出し、駐車場の整備台数はインパクトのある台数となっています。 今後の整備に際しては、市民へバスや電車等の公共交通利用の促進をより一層周知していただくようにお願いします。 ●３　災害時の災害対策本部機能スペースについて 令和８年７月２８日に熊本地震が発生し、熊本県が県内の地震対応について、各自治体や関係省庁との連絡調整等を行っている状況です。 災害時における災害本部機能スペースの規模に関して、熊本県防災センター等で災害対応を行っていると思いますので、災害対策に要した執務室（オペレーションルーム、リエゾン室等）の見学や熊本県担当部署への聞き取りにより、参考値としてご検討いただけると幸いです。 熊本市は１０年前の平成２８年熊本地震での災害対応経験を有していることは承知済みです。 災害は発生規模や状況が異なるため、一律ではありませんが、令和８年熊本地震対応状況が、新庁舎における災害規模に応じて拡充対応できる必要な面積確保の参考値になると考えます。
上野委員	意見なし
早野委員	意見なし
黒木委員	意見なし

【議事２】新庁舎整備基本計画検討分科会での審議状況について

※追加意見

委員名	意見
岸井委員長	●議会棟も検討対象であるので、議会担当者のご意見を早めに頂き検討部会で内容を精査した上で、本庁舎の計画と一体のものとして本会議に諮られたい。会議室や市民との交流空間などの共用も検討する価値があると思う。
国吉委員	意見なし
菅野委員	意見なし
田中委員	●交流・共創スペース／藤本委員からのご意見について 交流共創機能については分科会でも議論しており、必要な機能や面積はきちんと確保することを考えている。今回は書面開催による意見聴取であったため、次回以降、面積精査を取りまとめる中で、的確かつ伝わりやすい表現を引き続き検討したい。 ●新庁舎の面積精査について／原山委員からのご意見について 本庁舎および中央区役所整備にあたっては、景観計画に則り、熊本城への眺望及び熊本城天守閣からの眺望を保全し、良好な景観形成に寄与することが重要と考えている。その考えのもと、景観に配慮した上での規模や高さなどについて、基本計画にて取りまとめていきたい。
藤本委員	意見なし
星野委員	意見なし
吉城委員	意見なし
猪毛尾委員	意見なし
高田委員	意見なし
野田委員	意見なし
原山委員	意見なし
長畑委員	意見なし
笹原委員	意見なし
上野委員	意見なし
早野委員	意見なし
黒木委員	意見なし